

聖書:エペソ人への手紙1章1~14節

説教:御国を受け継ぐ

手紙の背景

今日からしばらくエペソ人への手紙を見てまいります。この手紙は、パウロが書いたものと言われています。そのパウロについてはちょうど前回の説教でも少し触れました。三回目の伝道旅行を終えてエルサレムに戻って宮にいたところをあるユダヤ人が見つけ、「この男は律法に逆らうことを教えているばかりでなく、神聖な場所を汚している者だ」と叫ぶ。これを聞いた町中の人たちがパウロをとらえて宮の外に連れ出して殺そうと混乱状態になる。これを見ていたローマ軍はただちに兵士を出動してパウロをとらえてむち打ちにしようとしたところ、パウロが「ローマ市民である者を、裁判にかけずに、むちで打つてよいのか」と言ってローマ市民権を主張したので、身柄がローマに送られることになり、おそらく二年間は軟禁状態に置かれたようです。そのときにパウロは教会に向けてさまざまな手紙を書いた。その一つがこれです。

エペソは、いまのトルコの西のエーゲ海に面していて、当時は立派なアルテミス神殿が建ち、各地から参拝客で集まり土産物屋が軒を連ねるほどの大きな町だったようです。そこをパウロが伝道したことで教会が建てられ、その地域の中心的な教会になります。しかしパウロが去った後、教会が順調に成長したわけではない。さまざまな戦いに直面していくのですが、そのひとつが異端の問題でした。それでパウロは手紙を書いて、福音とはなにかもう一度確認していった。それがこの手紙の趣旨で、私たちにも書かれたものとして読むことができます。福音とは何か。もう一度基本に立ち返って確認してまいります。

皆さんこの箇所を読んで、なんだか難しいと感じたのではないですか。わかりにくいのは皆さんの頭が悪いのではなく、短い箇所に深いテーマがぎっしりと詰め込まれているからです。きょうは、全部を取り上げることはできません。そこで、ある一つのことばに注目して、パウロが何を言おうとしたのか整理してみたいと思います。何かと言いますと、まず7節の「このキリストにあつて」、11節の「またキリストにあつて」、そして13節の「このキリストにあつて」。実は、日本語訳にはなくて英語訳だとちゃんと訳されているのですが、13節には「キリストにあつて」が二回繰り返されている。そうすると今日見ている箇所に限っても四回

「キリストにあつて」が出るので、よほど大事らしい。それでここに着目するわけです。

1 キリストにあつて

1) 血の贖い、罪の赦しを受けています

まず7節。「このキリストにあつて、私たちはその血による贖い、背きの罪の赦しを受けています。これは神の豊かな恵みによることです。」

これはキリスト教信仰の基本中の基本の教えです。エペソ教会の人たちにしてみたら、「そんなことわかっています」ということだったはずですが、それなのにどうしてパウロはわざわざ書くのか。先ほども触れました。教会に本当の福音とは異なる教えが入って来て、大変なことになることを心配していたからです。それでわざわざ基本的なことまで確認する。

皆さんは異端と聞いて、「そんな変な教えなら最初からわかるはずでは」と考えるかもしれない。ところがそんな単純ではなくて、異端は最初から異端と分からないようにうまくできている。これが特徴です。

イエスもマタイの福音書7章15節でこう言っている。「偽預言者たちに用心なさい。彼らは羊の衣を着てあなたがたのところに来るが、内側は貪欲な狼です。」表は羊に見えるので、まったく気がつかない。後になって羊の皮をかぶった狼だったとわかったときには手遅れ。これが異端の恐ろしさです。実際、JECAの教会の中でもそういう戦いがあるということを聞いています。それでJECAのなかで牧師同士がお互いに情報交換をして警戒している。そういう現実があります。

異なる教えは羊の皮を着ていますから、私たちが信じる福音とほとんど同じことを言います。「ほとんど」というところがポイントで、99%は同じです。しかし残りの1%がなにかすっきりしない。それほど微妙な違い。1%くらい大したことではない。そう思った瞬間に足をすくわれる。だから恐いのです。なのでパウロは福音の基本中の基本を何度も確認する。キリストにあつて、キリストの血による贖い、そむきの罪の赦しをいただいている。これは神からの恵みとして与えられたものである。このことをもう一度確認しておきます。

2) 御国を受け継ぐ者となりました

「キリストにあつて」の二つ目。11節。「またキリストにあつて、私たちは御国を受け継ぐ者となりました。すべてをみこころによる計画のままに行う方の目的にしたがい、あらかじめそのように定められていたのです。」

私たちは「天国に入る」というとき、どんなイメージで言っているのでしょうか。天国に入るチケットを神からいただく。そんなイメージでしょうか。ところが、そうではない。相続財産としていただくというのです。でも、どうでしょうか。入場券であろうが相続財産であろうが、神の国に入ることではどちらも同じではないか。そう思うかもしれません。

こう考えてみてください。有名なアーティストのコンサートに行くとしましょう。まずチケットを買って、コンサート会場に座り、コンサートを楽しむ。私たちはあくまでもお客さんです。コンサートが終われば、チケットはただの紙切れになります。

しかし、神の国はどうか。「御国を受け継ぐ者となりました」とある。神の国は、もちろん神が所有し支配している。それなのに、私たちは神の国を相続することになるのだと言われる。神と一緒に神の国を所有し、神の国を治めていく。これはコンサートのチケットとまったく違う。

相続と言うからには、だれが相続する権利を持っているか。一般社会であれば、親の財産を相続することのできるの、配偶者を除けば基本的に血のつながっている子どもだけです。血のつながっていない人が相続することはできません。唯一それができるのは、養子縁組みをした子どもの場合だけ。聖書の相続はまさにこれと同じです。私たちは神とは血はつながっていません。それなのになぜ相続する権利があるか。5節に書いてある。「神は、みこころの良しとするところにしたがつて、私たちをイエス・キリストによってご自分の子にしようと、愛をもってあらかじめ定めておられました。」神と養子縁組がされて、「神の子」という身分になった。だから神の国の相続権をもっている。

相続という話になると、落ち着かない方もいらっしゃるかもしれません。親族の間で争うということをよく聴きます。私ごとですが、親が持っていた小さな田畑と山は全部兄が相続して、私はなにももらいませんでした。しかし、皆さんもそうですが、私も神の国の相続権をもっている。そう考えるとすごいことだと思います。

3) 約束の聖霊によって証印を押された

とは言っても、御国を受け継ぐ権利証などありません。いいことを言って、だまされているのではないか。そんな疑う人がいても当然でしょう。それで「キリストにあつて」の三つ目の13節になる。「このキリストにあつて、あなたがたもまた、真理のことば、あなたがたの救いの福音を聞いてそれを信じたことにより、約束の聖霊によって証印を押されました。」

聖霊が御国を受け継ぐことの保証である。証印というのはスタンプ、あるいはシールのことで、何か目に見えるしるしかと思うのですが、しかし聖霊は目に見えるものではありません。前半に「神の聖霊を悲しませてはいけません」とあるくらいですから、人格を持った存在ではある。でもこれもいつも言うことですが、聖霊の存在ほどわかりにくいものはない。「私に聖霊はおられるのかしら？」みな口をそろえたようにおっしゃる。しるしのように見えたなら安心できるのですが、見えないうし、触れることもできない。これでは本当に御国を相続できるのか、不安になります。

4 救いは、あらかじめ定めておられた

何か聖霊を感じられるよい方法はないかと思ったりします。すばらしい雰囲気とか感情の高揚とか、そういうなかで聖霊の御臨在を覚えるということはあるかもしれない。でもあまりそういうことにはこだわらなくて、もっとシンプルに考えたらよいと思うのです。どうして私は神を信じられるようになったのか。そこを考えてみる。パウロはなんとやっているか。5節。「神は、みこころの良しとするところにしたがつて、私たちをイエス・キリストによってご自分の子にしようと、愛をもってあらかじめ定めておられました。」

いま、私たちは神の子どもという身分になりましたが、そうなったのは良いことをしたからですか。よい血筋に生まれたからか。何か一生懸命したからか。まったくそんなことは関係ない。神のひとり子である方が、人となって来られ、十字架で苦しみを受けられた、そのような神の一方的な愛を知って、それを信じて私たちが救われた。それは偶然ではなくて、あらかじめ定めてくださっていたから。これも誤解されがちです。定められていたから自動的になったのではないのです。神が私たちの人生に関わってくださり、私たちが十字架に出会えるように導き、私たちがそれを自分の意志で選ぶようにしてくれた。そのとき働いておられたのが聖霊です。聖霊が私たちのうちに住んでくだ

さって、内側から神を求めるようにとささやき続けてくださっていた。聖霊が働かなければ私たちは「あなたこそ私の救い主です」と告白できないのです。イエスは私の主ですと告白できているなら、あなたに聖霊がおられる。証印が押されている。

私たちの人生は偶然の積み重ねではない、ということになる。過去を振り返れば、決してよい人生とは言えなかったとしても、だからと言って否定する必要もない。神が私たちの人生にすばらしい意味を与えてくださった。この世は悲しみに満ちていても、私たちには神の国を相続する権利がある。今そこに向かっている。そのことを覚えてまた歩んでまいります。